

## 森町クーリングシェルターに関する協定書

森町（以下「町」という。）と〇〇（以下「クーリングシェルター管理者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象となる指定施設及び解放）

第2条 本協定の対象となるクーリングシェルター及び解放は次のとおりとする。

（1）施設等の名称	
（2）所在地	
（3）使用する箇所	
（4）開放可能日時	
（5）受入可能人数	

### （実施期間）

第3条 クーリングシェルターの実施期間は、環境省の熱中症警戒情報の運用期間である毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

### （管理及び運用）

第4条 クーリングシェルター管理者は、熱中症特別警戒アラート発表時に、第2条に定める日時において必ず開放する。また、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

- （1）冷房設備は適切に維持管理し、設定温度は避難者が快適に過ごせる温度とする。
- （2）受入可能人数に応じて、適切な空間を確保し、休憩できる椅子等（既存の物で可）を配置する。
- （3）避難者にクーリングシェルターであることがわかるように掲示を行う。
- （4）避難者の熱中症予防のため、指定箇所においては、飲食を可能とする。

### （協定の有効期限）

第5条 この協定書の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日とする。ただし、当該期間満了の2か月前までに、町とクーリングシェルター管理者のいずれからでも協定を更新しない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間

更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所  
氏名

乙 静岡県周智郡森町森2101番地の1  
静岡県森町長 太田 康雄